

償還（返済）免除手続きのご案内

社会福祉法人愛知県社会福祉協議会
特例貸付償還事務センター

1 償還免除要件

免除要件に該当する場合は、償還免除の申請が可能です。
免除申請書を郵送しますので、特例貸付償還事務センターまでお問い合わせください。

償還免除要件	
「借受人」と「借受人の世帯主」の両方が住民税の均等割・所得割どちらも非課税 ※償還期間は同封の「緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還残額のお知らせ」にてご確認ください。	
下記に該当する場合は全額償還残額が免除となります。 ・（開始）2023/01/01～の場合 令和3年度または令和4年度非課税 ・（開始）2024/01/01～の場合 令和5年度非課税 ・（開始）2025/01/01～の場合 令和6年度非課税	
下記に該当する場合は一部償還残額が免除となります。 ・（開始）2023/01/01～の場合 令和5年度非課税 ・（開始）2024/01/01～の場合 令和6年度非課税 ・（開始）2025/01/01～の場合 令和7年度非課税	
償還開始以降に借受人が生活保護を受給している	
借受人が以下のいずれかの交付を受けている ・ 精神障害者保健福祉手帳(1級) ・ 身体障害者手帳(1級または2級) ・ 療育手帳(A 判定) 名古屋市の方は愛護手帳(1度または2度)	
右の①～④ <u>すべてに</u> 当てはまる場合	① 償還できていない金額が12か月分以上になっている ② 少額返済などの相談をし、これまで償還実績がある ③ 借受人及び世帯主の住民税「所得割」が非課税である ④ 次のどれかに当てはまる世帯である (ア) 高齢者のみの世帯（65歳以上） (イ) 障害者世帯（手帳所持） (ウ) ひとり親世帯

2 生活にお困りの方への支援機関について

福祉事務所、社会福祉協議会や自立相談支援機関等がございますので、ご相談ください。

※「自立相談支援機関」とは

自立した生活を送れるよう、就労や家計その他生活全般にわたり相談対応をする機関です。

下記 URL からお住いの地域の相談窓口をご確認いただくことができます。

<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/540706.pdf>



3 お問い合わせ先

愛知県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター
TEL : 052-684-9766（平日9:00～17:00）

翻訳サイトはこちら

The translation site can be found here.

<https://translate.google.com/?sl=ja&tl=en&op=images>

